平成３０年（フ）第６２号
静岡県沼津市下香貫樋ノ口1687番地の１　河口コーポＡ103、前住所静岡県沼津市志下334番地の４
債務者　市川　憲明
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第６８号
名古屋市名東区牧の里３丁目401番地　県営高針住宅２棟116号、従前の住所名古屋市名東区新宿２丁目54番地　幸和ビル301号
債務者　島崎誠一郎（旧姓日浦）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４８号
愛知県東海市荒尾町向山21番地　３棟407号
債務者　井上　修三
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５６号
名古屋市熱田区伝馬２丁目29番30号　市営伝馬荘503号
債務者　児玉　文子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２１３号
名古屋市北区如意５丁目83番地の１　フランボワーズ如意201号
債務者　平井　陵太
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６号
岡山県倉敷市北畝５丁目11番16号
債務者　三宅　清子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１６７５号
東京都板橋区大山東町59―９―202
債務者　今野　真次
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６８２号
東京都世田谷区東玉川２丁目38―16―101
債務者　木坂　章治
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７５２号
東京都足立区江北１丁目15―２―102
債務者　高田たみ江
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７５３号
東京都八王子市中野上町１―26―12　静風荘102号、住民票上の住所東京都八王子市中野上町１丁目26―12　静風荘
債務者　佐藤　　修
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７６３号
東京都世田谷区粕谷４丁目13―14―306
債務者　荒畑　弥穂（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７６７号
東京都新宿区弁天町20―602
債務者　酒巻　美絵
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７７０号
東京都港区虎ノ門３丁目18―12―207
債務者　金野美恵子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７７１号
東京都足立区島根４丁目５―２―207
債務者　武知　　学
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７７５号
東京都豊島区巣鴨４丁目15―16　岡村方
債務者　中川　靖雄
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７８５号
東京都足立区東伊興３丁目15―18―305
債務者　鈴木喜美子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部